

老人クラブ運営指針

[昭和48年4月24日 策定
平成8年5月30日 改定]

I. 老人クラブの目的と性格

1. 老人クラブの目的

老人クラブとは、地域を基礎とする高齢者の自主的な組織として、

- ① 仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、
 - ② その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、
 - ③ 明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めること
- を目的とする。

2. 老人クラブの性格

(1) 自主性、地域性、共同性

老人クラブは、高齢者が自主的に仲間づくりをすすめ、それぞれの地域の実態に即して小地域ごとに組織づくりをし、高齢者が共同して相互に支え合い、楽しみを共にすることを基本とする。

(2) 総合的な活動、多様な活動形態

老人クラブ活動は、会員の意見（ニーズ）にもとづき、「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」の総合的でかつ均衡のとれた活動展開をはかり、また、小グループ活動や世代交流、地域の諸団体との共同活動など、多様な活動形態により推進する。

(3) 各世代、男女が共同する民主的な運営

老人クラブは、組織を構成する高年会員・若手会員、男性会員・女性会員などの均衡に配慮して役員構成を行い、活動分野ごとにリーダーを設けるなど役割分担をして民主的な運営を行う。

II. 老人クラブの会員・組織

1. 会員の資格

老人クラブは、入会を希望する高齢者で、おおむね60歳以上の者を会員とする。

また、常時活動に参加できない高齢者であっても、会員として迎え、支え合い、喜びを共にできる方法を考える。

なお、必要に応じて準会員や協力会員制度等を導入する。

2. 組織の範囲と規模

(1) 組織の範囲

老人クラブは、会員が日常的に声をかけ合い、徒歩で集まることのできる小地域の範囲で組織することを原則とする。

(2) 会員の規模

老人クラブの規模は、会員50名から100名を標準とする。ただし、地理的条件その他の事情がある場合は、この限りではない。

(3) 新規会員への呼びかけ

老人クラブは、絶えず新しい会員への呼びかけを行い、仲間を増やしてクラブの活力を維持するとともに、地域の高齢者の孤立や閉じこもり解消に努める。

このため、毎年計画を立てて新会員の確保に当たるとともに、魅力あるクラブづくりに努める。

III. 老人クラブの運営

1. 運営の原則

老人クラブは、会員本位の自主的かつ民主的な運営を行う。このため、会則や内規を定めるなど運営方法を明確にして運営する。

なお、老人クラブを構成する各世代や男性会員・女性会員の意見を十分ふまえて、何時でも満刺とした、明るいクラブ運営を心がける。

2. 役員の構成

老人クラブには、会を代表する会長、副会長、会計、監事などの役員をおく。

これらの役員は、高年会員と若手会員、男性会員と女性会員の均衡に配慮して構成し、その選出は民主的に行う。

また、役員は常に後継リーダーの養成確保に努める。

3. 会員の役割分担

老人クラブには、役員のほかに活動分野ごとの担当者や幹事、係（例えば、健康委員、友愛活動リーダー、その他）等を設けて、できるだけ多くの会員が、役割を分担して活動推進に参画するようにする。

4. 役員会、定例会の開催

役員会は、定期的に開催し、活動全体の進捗状況を把握し、実施をはかるとともに、対外的な折衝や活動計画・予算の執行を行う。

会員全員が参加する例会や集会は、年間計画を定め定例的に開催することが望ましい。なお、

会員のなかに就業中の者がいる場合には、休日に開催するなど参加しやすい会合の工夫をする。

5. 活動計画、予算の作成

毎年、会員の話し合いにより活動計画と予算を作成し、計画的な運営に努める。また、クラブの活動がより活発化するように、活動ごとの企画や評価の話し合いをするとともに、少数意見も大切にして運営する。

6. 自主財源を主体とした運営

老人クラブは、自主組織として、運営の基礎となる経費は、会員の会費によってまかなうことを基本とする。収入を伴う事業活動は、老人クラブにふさわしい内容を選択して行う。補助金・助成金などの公費と寄附金などについては、その趣旨を活かした活動に充当し、公正な執行を行う。

IV. 老人クラブ活動のすすめ方

1. 老人クラブ活動の全体像

「老人クラブ21世紀プラン」において示された、老人クラブ活動の全体像を参考として、会員の話し合いにより、それぞれのクラブ活動の実態に即した、無理のない活動項目を設定し、計画を立てて実践に取り組む。

2. 活動推進の方法

(1) 均衡のとれた活動の展開

老人クラブは、会員の「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」の均衡をはかりながら、会員の希望を取り入れ、魅力ある活動を展開する。

(2) 高齢者の生活リズムに合わせた活動

老人クラブの活動は、高齢者の生活リズムと体力に合わせて、無理をせず、気張らず、急がず、継続性を大切にしてすすめる。

(3) 全体の活動と小グループ活動の調和

老人クラブ活動は、会員の誰もが参加する例会や誕生会、旅行、社会奉仕の日の活動などを基本として大切にする。

同時に、会員個々の活動欲求や趣味を満たした、さまざまな活動分野別的小グループ活動、サークル活動を取り入れてすすめる。

この小グループ活動、サークル活動を活発化するために、会員の特技や興味、意欲を活かしたリーダーの養成、发掘をはかる。

(4) 老人クラブ相互の交流

老人クラブは、それぞれの独自性を發揮して活動をすすめると同時に、近隣のクラブとの交流や先進地域との交流による学習、姉妹提携などにより活性化をはかる。

(5) 会報の発行と老連機関紙の活用

老人クラブ活動の発展のためには、会報の発行が重要な意味をもつ。例会や集会に参加できなかった会員への活動の周知、会員全体への活動情報の提供、会員以外の関係者への老人クラブ活動の理解の促進などのために、簡単な手作りの会報で十分なので、定期的に発行する。

また、市区町村老連や都道府県・指定都市老連の機関紙あるいは月刊『全老連』の活用により、幅広い情報の収集、活用をはかる。

(6) 高齢者の立場からの提言・提案

老人クラブ活動の一環として、高齢者の立場で発言すべき事項があれば、地域の関係機関・団体などに対して、提言・提案を行う。

(7) 安全への配慮

老人クラブ活動では、絶えず安全に配慮するとともに、万一の事故に備えて老人クラブ保険の活用をはかる。

(8) 会員章の着用

老人クラブ会員は、仲間のしるしとして会員章を着用する。

V. 老人クラブ連合会

1. 老人クラブ連合会の構成

各老人クラブは、地区（校区）老連ならびに市区町村老連を構成し、市区町村老連は都道府県・指定都市老連を、都道府県・指定都市老連は全老連を構成して、全国組織として連携をとって活動を行う。

2. 老人クラブ連合会の活動

老人クラブ連合会は、主として次の活動を行う。

- ① 地域内各老人クラブ（連合会）の連絡調整
- ② 各老人クラブ（連合会）が行う共同活動の推進
- ③ 各老人クラブ（連合会）活動の支援
- ④ 各老人クラブ（連合会）リーダーの養成研修
- ⑤ 高齢者保健福祉に関する調査研究、提案
- ⑥ 高齢者保健福祉に関する啓発・広報活動
- ⑦ 行政をはじめとする関係機関団体との連携
- ⑧ その他

3. 老人クラブ連合会の運営及び事務局

(1) 運営

老人クラブ連合会の運営は、会員・役員が自主的に行う。活動全体について、その企

画から運営、事後処理まで、会員・役員が担当制を設けるなど、役割を分担して運営する。

(2) 事務局

老人クラブ連合会には、事務局長及び事務職員をおき事務を処理する。また、老連活動を円滑に行うための専用事務室・役員室を確保する。

(3) 活動拠点施設

老人クラブ連合会は、その活動を活発に推進するため地域の高齢者が自由に使える活動拠点施設を確保する。

〔参考〕 以下の文章は、高齢者の生活にとって老人クラブへの参加がどのような意味をもつているのか、これまでの経験を整理したものです。

新しい会員へ、自信をもって加入を呼びかけて下さい。また、呼びかけ用のチラシなどにも転載するなど適当にご活用下さい。

老人クラブの魅力——新しい会員への呼びかけ

老人クラブ会員になると、いきいきとした高齢期の生活(シニアライフ)が実現する。

① 地域に新しい仲間ができる

- 老人クラブに加入すると、地域の同世代と仲間づくりができる。
- 地域の各世代との交流ができて、多くの親しい関係が生まれる。
- 老人クラブ活動と交流によって、社会性が保持され、連帯感が深まる。

② 健康の保持・増進になる

- 老人クラブ活動へ参加すれば、閉じこもりの防止、健康の保持・増進につながる。
- ねたきりゼロ運動やいきいきクラブ体操、健康ウォーキング、各種のシニア・スポーツなどへの参加を通して、健康の保持・増進になる。
- 友愛活動や社会奉仕の日の活動などを通して、精神的な充実感、こころと身体の健康が実現する。

③ 知識や経験を生かし、新しい能力の発揮ができる

- これまでの生活や仕事、趣味などの知識や経験を生かす機会が増える。
- 老人クラブ活動への参加を通して、新しい学習や能力を生かす機会が増え、自己実現につながる。
- 地域の伝承文化を世代交流などにより若い人達に伝えることができる。

④ 社会活動への参画と貢献ができる

- 「花のあるまち、ゴミのないまち」運動やリサイクル運動などを通して、地域環境の保全や美化、緑化など、住みよい環境づくりに参画・貢献できる。
- 「在宅福祉を支える友愛活動」やその他のボランティア活動などへの参加を通して、地域福祉の担い手として一翼を担うと同時に、地域の福祉と保健・医療サービスの充実についても働きかけるなど推進役となる。
- 老人クラブ活動を通して「まちづくり計画」などへ参画し、高齢者の立場から豊かな地域づくりへの提言などができる。

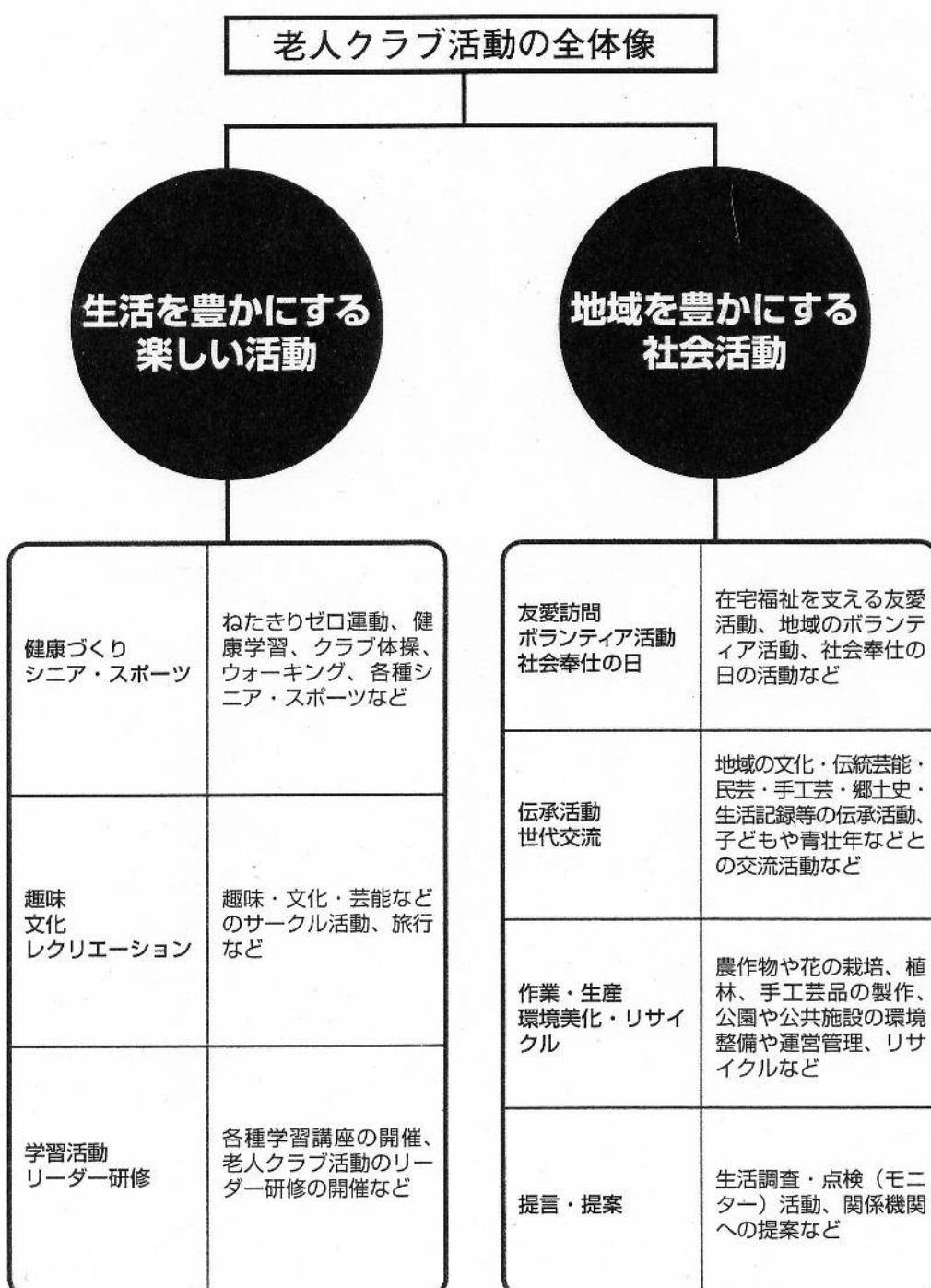
⑤ 心の安らぎ、充実感が得られる

- 地域に多くの仲間ができることで、孤独感がなくなり、心の安らぎが得られる。
- 仲間との交流は、日常生活に必要な情報交換に役立ち、心配ごとや悩み事の相談を容易にする。
- 老人クラブ活動を企画し実践するなかで、達成感や満足感、あるいは実践の評価に伴う充実感、感謝の気持ちなど、多くの精神的な喜びを味わうことができる。

老人クラブの活動

老人クラブでは、会員の話し合いによって、それぞれの地域ごとに多種多様な活動を行っています。これらの活動を分類すると「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」に大別されますが、実際には、別々に行われているわけではなく、相互に関わりをもちながら総合的に取り組まれています。

それぞれの活動がどちらか一方に偏ることのないように、バランスのとれた取り組みをすすめることが大切です。



全国三大運動（健康・友愛・奉仕）と「老人の日・老人週間」の取り組み

老人クラブでは、全国的に次の運動に取り組むこととしています。

【全国三大運動】

《健康をすすめる運動》

昭和55年、「病にからぬ運動」として始まった初の全国運動で、昭和59年に改称しました。

現在、第7次の運動期間を迎える、「地域に健康づくり・介護予防の輪を広げよう！」をスローガンに、誰もが願う健康で生きがいのある生活の実現と医療や介護など制度・施策の健全な発展をめざして、健康づくりに関する学習・実践・点検活動や閉じこもり・孤立の予防活動の裾野を広げながら、会員をはじめとする地域高齢者の健康保持・増進に取り組んでいます。

〈参考1〉「第7次『健康をすすめる運動』要綱」

《在宅福祉を支える友愛活動》

当初、「友愛活動」は、「健康をすすめる運動」の実践課題の一つとして取り組んできました。昭和61年に独立した運動となり、「社会奉仕の日」一斉奉仕活動とともに、「健康」「友愛」「奉仕」の全国三大運動となりました。全老連創立30周年を機に、平成4年からは「在宅福祉を支える友愛活動」として展開しています。

“くらしを支える笑顔の訪問”をスローガンに、話し相手を基本としながら、必要に応じて家事援助、生活援助、外出援助などをを行い、高齢者同士の心と心のふれあいとおして、病弱やねたきり、ハンディキャップをもつ高齢者とその家族を支援しています。

〈参考2〉「『在宅福祉を支える友愛活動』要綱」

《「社会奉仕の日」一斉奉仕活動》

昭和59年、「敬老の日」に感謝する行事として、神奈川県・横浜市・川崎市で始まった「社会奉仕の日」（9月20日）は、各地の会員の共感と賛同を得て、翌年には全国10数県に広がりました。昭和61年に全国運動となり、現在に至っています。

“きれいな地球を子どもたちへ”的スローガンのもと、従来の清掃・美化活動や緑化・花づくり活動に加え、マイバックの持参や節水・節電の呼びかけ、資源ゴミの回収や不用品のリサイクル活動など、環境問題への取り組みを推進します。

〈参考3〉「老人クラブ『社会奉仕の日』要領」

【「老人の日・老人週間」の取り組み】

平成15年から、それまで9月15日と定められていた「敬老の日」は、9月の第3月曜日となりました。老人クラブでは、この法案成立の過程で、国民自らが築きあげてきた、いわば我が国の老人福祉の記念日ともいえる9月15日を残そうと関係各方面に働きかけ、その結果、老人福祉法が改正され、平成14年から新たに9月15日が「老人の日」、同日から1週間が「老人週間」となりました。

「老人の日・老人週間」の取り組みは、この制定を記念してスタートした運動で、“仲間と一緒に、高齢者の元気な姿を示す日（週間）にしよう！”をスローガンに掲げ、9月15日を中心に老人週間の期間中、「健康」「友愛」「奉仕」の全国三大運動を積極的に展開し、高齢者の行動姿勢を広くPRしています。

〈参考4〉「老人クラブ『老人の日・老人週間』推進要綱」